

「障害者の日」姫路城ライトアップイベント

日時：令和7年12月9日（火）

日没から24時頃までライトアップ予定

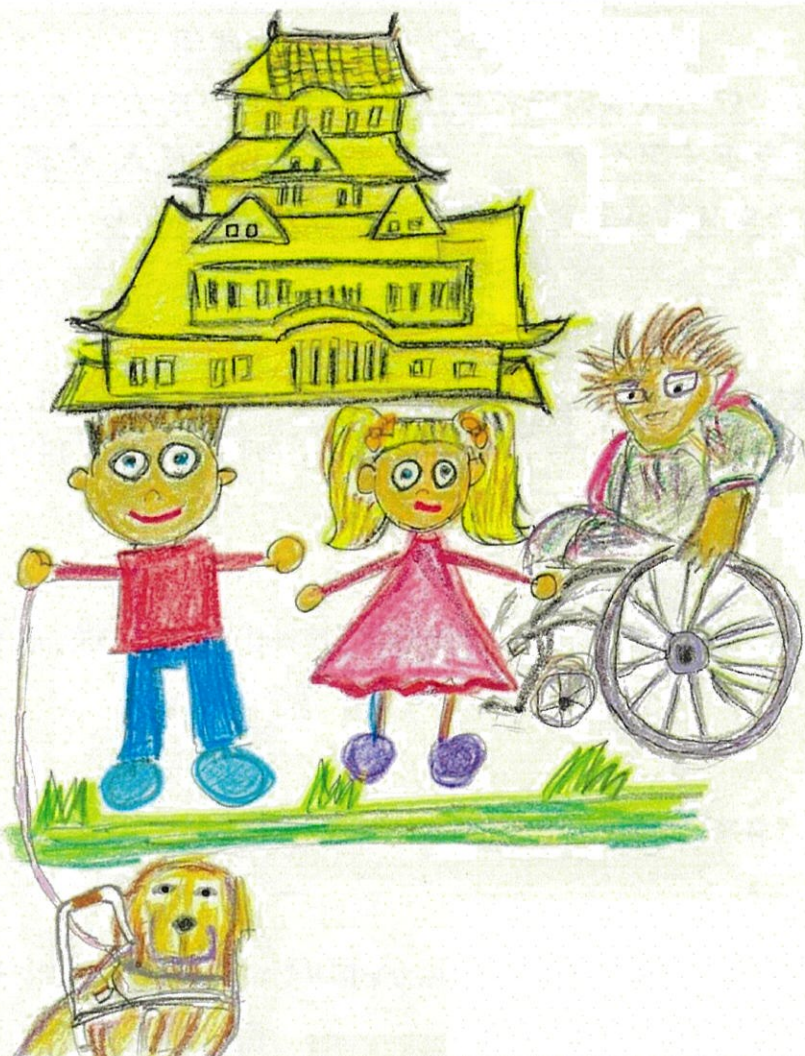
姫路城が黄色になります

啓 発 活 動

日時：令和7年12月7日（日）午後～

場所：JR 姫路駅にぎわい交流広場

パネル展示等



障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現を

主 催：姫路障害者連絡協議会姫路城ライトアップ事業実行委員会

後 援：姫路市

協賛事業所名及び協賛団体

姫路市精神保健福祉連合会

姫路市難病団体連絡協議会

姫路地区手をつなぐ育成会

社会福祉法人 ひびき福祉会

一般社団法人 ウェアラバウツ

NPO法人 ラーフ・ウッド福祉会

社会福祉法人 愛光社会福祉事業協会

NPO法人 ライフサポートはりま

兵庫県障害者連絡協議会

姫路心身障害市民懇話会

就労継続支援B型事業所 ピカソに絵筆を

NPO法人 姫路こころの事業団

NPO法人夢のたね生活介護事業所「ゆめさき舎」

しらさぎアイアイ会

As you株式会社

特定非営利活動法人 ゆめ

一般財団法人 くじら

国際障害者デー

（こくさいしょうがいしゃデー、International Day of People with Disability）は、障害者問題への理解促進、障害者が人間らしい生活を送る権利とその補助の確保を目的とした国際的な記念日。1982年（昭和57年）12月3日に、第37回国際連合総会において「障害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念して、1992年（平成4年）の第47回国際連合総会において宣言された。毎年12月3日。国際デーの一つ。

趣旨

2004年（平成16年）6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するため、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わり設定された。

障害者基本法

- 1 第9条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。
- 2 障害者週間は、12月3日から12月9日までの1週間とする。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

障害者の日

12月9日は「障害者の日」です。